

川崎市消防局訓令第13号

局 内 一 般

消 防 署

川崎市消防局公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年7月8日

川崎市消防長 望月 廣太郎

川崎市消防局公文書管理規程の一部を改正する訓令

川崎市消防局公文書管理規程（昭和 6 1 年消防局訓令第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 1 0 条」を「第 1 0 条の 3」に改める。

第 3 条第 1 0 号を次のように改める。

（ 1 0 ） 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 0 2 号）第 2 条第 1 項に規定する電子署名

第 6 条第 4 項を次のように改める。

4 文書副主任は、所管課長が所属職員の中から指名するものとする。

第 1 0 条の 2 第 3 号中「局長」を「消防局長（以下「局長」という。）」に改める。

第 1 章中第 1 0 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（取得した紙による文書の電子正本化）

第 1 0 条の 3 所管課の職員が職務上取得した紙による文書（完結した公文書（以下「完結文書」という。）及び局長が定めるものを除く。）については、別に定めるところにより、当該文書をスキャナにより読み取る方法により作成した電磁的記録（以下「電子正本」という。）をもって代えることができる。

2 前項の規定による電子正本の作成に用いた紙による文書については、当該文書の保存期間にかかわらず、第 3 0 条第 1 項ただし書きに規定する特に軽易な公文書とみなして保存するものとする。

第 2 1 条の次に次の 1 条を加える。

（電子正本化等の対象とならない文書）

第 2 1 条の 2 第 1 0 条の 3 第 1 項及び第 3 2 条第 6 項に規定する局長が定めるものは、次に掲げる公文書とする。

- (1) 電子正本化等により保存の方法に係る法令等の規定に抵触するもの
- (2) 電子正本化等により原本としての効力を有しなくなるおそれがあるもの
- (3) 現に係属している訴訟、審査請求その他の争訟に関係するもの
- (4) 歴史的文化的価値があると認められるもの

第22条中「完結した公文書（以下「完結文書」という。）」を「完結文書」に改める。

第22条の4を次のように改める。

第22条の4 施行する電磁的記録のうち、前条第1項各号に掲げる文書に係るものについては、電子署名を行わなければならない。

第32条第4項を次のように改める。

4 所管課長は、第1項及び前項の規定により引継ぎを行った完結文書以外のもの（以下「所管課保存文書」という。）を、文書主管課長は、同項の規定により引継ぎを受けた完結文書のうち、第34条第2項の規定により公文書館長に引き継がなかったものを、常に整理し、保存期間が経過するまでの間（第30条ただし書きに規定する特に軽易な公文書にあつては、事務処理上必要な期間）適正に保存しなければならない。

第32条に次の2項を加える。

6 第4項の規定により完結文書を保存している所管課長及び文書主管課長は、保存の必要に応じ、当該完結文書に代えて、内容を同じくする同一又は他の種類の媒体の完結文書を作成することができる。ただし、局長が定めるものにあつては、この限りでない。

7 第10条の3第2項の規定は、前項の規定による同一又は他の種類の媒体の完結文書の作成に準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第32条第6項本文」と、「電子正本の作成に用いた紙による文書」とあるのは「内容を同じくする同一又は他の種類の媒体の完結文書の作

成に用いた完結文書」と読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。